

自動車関係諸税の抜本改革についての意見書

国民の生活必需品である自動車は、公共交通が充実していない地方ほど保有台数も多く家計の大きな負担となっているが、取得、保有及び走行の各段階で複雑かつ過重な税負担がかかっており、道路特定財源の一般財源化による課税根拠の喪失や、二重課税といった多くの課題も指摘されている。

そのため、社会保障と税の一体改革に伴う社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条の自動車取得税及び自動車重量税の簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点からの見直しや、与党の平成29年度税制改正大綱の提言のとおり、平成31年度税制改正までに自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、確実な負担軽減措置を講じなければならない。

また、見直しの際には地方財政に影響を与えぬよう適切な手当てを講じるとともに、今後、適用期限を迎えるエコカー減税などの各種減税制度についての延長が必要であることから、平成31年度税制改正において下記の事項について強く要望する。

記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
- 3 今後、適用期限を迎える自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の措置を新税制度導入までの間、延長すること。
- 4 地方財政に影響を与えぬよう適切な措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年10月2日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		
衆・参両院議長		